

競技継続などの判断にかかわる規則について（お知らせ）

最近、競技会で転倒、筋肉の痙攣及び関節の痛みなどで競技が中断される事態が生じています。「競技を継続する」か「棄権をするか」は自らが適切に判断すべきものです。

その判断の基準となる規定が次のとおり定められています。

【 競技規則細則 】

（決勝戦の順位判定）

第4条 複数競技種目の決勝戦において、たとえ1競技種目でも1曲演奏中の間、すべてフロア外にいて演技をしなかった場合は、総合成績で最下位とする。又、全種目未出場の場合は、順位なしの棄権とみなす。

（無断欠場者の成績処理）

第5条 競技会当日に棄権、欠場をする組は、競技開始前に、本人より文書等で正式にチェアパーソンに申し出ることとする。無断で欠場した組は、その時点で出場権利を放棄したものとし、ホームページ等の修正は行わない。

【 昇降級基準に関する内規 】

（欠場と棄権の定義）

第3条 欠場と棄権の定義は以下のとおりとする。

- 1 最初のラウンドに出場しない場合は「欠場」とする。
- 2 第2ラウンド以降の場合 競技開始前に、チェアパーソンに文書等で正式に事前申告した場合は「棄権」とし、そのラウンドに進出したものとみなす。

無断欠場の場合は、権利を放棄したものとして「欠場」とし、そのラウンドへの進出はなしとする。

令和4年11月5日

福岡県ダンススポーツ連盟競技部